



2021年11月30日 東地申27号

労使間の取扱いに関する協約を遵守し、 正常な労使関係を求める緊急申し入れ

2021年7月10日に開催した東京地本「第3回定期大会」では、組合掲示板の設置を求めるも不合理的な説明により、いまだに設置に至らない状況や設置箇所の合意や書面のやり取りもない中で一方的に設置を進めてきた会社対応に対する怒りの声、会議室等の一時使用では、職場内で独自ルールによって一時使用ができないなど「労使間の取扱いに関する協約」が遵守されていない指摘が発言されています。

新たなジョブローテーションによる異動は自己申告書や面談の内容が反映されない「異動ありき」の制度に加えて、明らかに組合員の異動の比率が多く、組合員への差別を通じた組織の弱体化を狙っていると言わざるを得ません。さらには、協約に基づき地本事務所と支部事務所の会社施設の使用を求めています。いまだに場所が示されません。これらは、正当な組合運動への阻害で不利益が発生しており、労使間の取扱いに関する協約が履行されていません。そればかりか憲法や法律で保障された労働組合の運営に対する侵害であり認められません。

公共交通を担う私たちは、社会生活にかかせないエッセンシャルワーカーであることがコロナ禍により改めて見直されました。安定的なエッセンシャルサービスを提供するためにはJR東日本のトッププライオリティである安全を第一に労使で乗り越えていかななくてはなりません。その安全を最先頭で守り抜く全ての仲間の「いのち」と「健康」そして「雇用」を守ることが急務な課題であり、そのためには健全な経営は言うまでもなく、直ちに差別を止め、労使間の取扱いに関する協約を履行するべきであることから、東京地本は以下の通り緊急で申し入れを行いました。

<申し入れ内容>

1. 「労使間の取扱いに関する協約」第2条（労働協約の遵守義務）に基づき労使間の取扱いに関する協約を遵守すること。
2. JR東日本輸送サービス労働組合に所属する組合員に対する、あらゆる差別的扱いを直ちに止め、是正すること。

直ちに差別を止めて、協約を履行するべきだ！